

# 薬子の変と平安文学——歴史意識をめぐつて

久富木原 玲

## はじめに

平安初期の八一〇年、平城上皇が起こした薬子の変は、機先を制した嵯峨天皇の対応が功を奏して、実際に戦闘状態には立ち至らなかつた。だが、上皇と天皇が武力を以て対峙する二所朝廷の事態は実に三五〇年後の保元・平治の乱までなかつたという点で注目すべき変である。そしてこの変の結果と、変の前後に設けられた藏人所及び斎院制度の創設は平安時代の政治・文化・文学に大きく関わっていくことになる。

## 一、薬子の変

平城上皇は実在位わずか三年にして、八〇九（大同四）年四月一日皇太弟神野親王に位を譲つた。天皇はこの春に発病し（『日本後紀』同年正月壬申条）、なかなか回復しなかつたためである。天皇は「風病」に悩まされており、医学史家の説明によれば神經系疾患の一種で現在の躁鬱病に近いものだといふ<sup>(注1)</sup>。親王は再三にわたり固持したが、結局十三日には即位して嵯峨天皇となり、翌日、上皇の皇子高丘親王を皇太子にたてた（『日本紀略』前編一四）。上皇となつた平城は平安京を離れ、「病を数処に避け、五遷の後、平城に宮す」（『日本後紀』一七）とあるように、五

回に亘つて居所を変えた。

この間は「二所朝廷」（『日本後紀』卷二〇）という事態ではなかつたと考えられるのだが、十一月に入ると、上皇をめぐる情勢が急展開を遂げる。五日、右近衛中将藤原真夏らが摂津及び平城旧都に派遣されたのである。それは上皇の宮地を占うためであつた（『類聚國史』卷二五 帝王五）。そして十二月に摂津から水路、平城古京に入った（『日本後紀逸文』大同四年十一月丁未条）。北山茂夫はこのように平安京を離れようとしたところに上皇の心境の変化があらわれているとし、おそらく上皇の疾病は本復に向かつたのであろうとする<sup>(注2)</sup>。それから七日後に、朝廷は右兵衛督藤原仲成その他を平城旧都に上皇のための新宮を造るために遣わしている。そして上皇はまだ宮殿が完成していない十二月四日、水路から平城に向かい、故右大臣大中清麻呂の邸第に仮に居所を定めた。北山はさらに、その翌年の正月に入ると、嵯峨天皇の発病によつて、「二所朝廷」の状況に著しい緊張関係が生じたと説く。そこで朝廷は同年三月一〇日に、巨勢野足、藤原冬嗣の二人を藏人頭に任命した（『公卿補任』）。これは川上多助が指摘するように、「巨勢野足、藤原冬嗣を藏人頭に補して機密の文書を掌らしめ、その外部に漏るるを防いだ」のである<sup>(注3)</sup>。『日本後紀』には、これに関する記事が欠けているために、この人事にまつわる事情はよくわからないが、天皇に直属する機関が創設されたのは特筆すべきことであつた。

北山はこの川上説に賛意を示しながらも、さらに嵯峨天皇の、旧年末から年頭におよぶ病状を主体者側の条件として、つまり朝廷の内と外との緊迫した事情のもとに藏人所が創設されたと考えている。二所朝廷の諜報活動が激しさを加えてくる中で藏人所が設けられ、天皇に最も信頼される二人がその頭の位置に就いたのである。

これは上皇をいたく刺激した。六月二八日に至つて、上皇が詔を発して觀察使を廃止して參議を復活させ、封邑の制もまた旧数によるべきと宣布した（『日本紀略』前篇一四）ことを以て、北山は「これは、平城が、上皇の名において、この重要な官制の改廃に介入したことを意味しよう」と説く。

そして九月六日、上皇は平安京を廃して都を平城の地に遷すことを命令した、とされている。『日本後紀』の記事は

簡略すぎて、この命令が上皇から天皇ないし朝廷に伝達されたのか、あるいは上皇の詔として天下に宣布されたのかよくわからない。これに先だつ七月中旬に、嵯峨天皇は再び病に罹り、本復までにほぼ一ヶ月を要した(『日本紀略』前編一四)。

このような嵯峨天皇不豫の直後、平城上皇は遷都の命令を下したのであつた。しかし朝廷は四日後の十日には、上皇の出方に備えて強硬な対策を講じている。北山は、

一、攻防体制の整備、二、仲成の拘束、三、嵯峨天皇の態度の三点を挙げて考察している。まず一に関しては、「伊勢、近江、美濃三國府並びに故関」を鎮護するために、使節を派遣した。この体制が特に東方に対してとられたのは、上皇の東国入りの情報を掴んでいたか、あるいはそのような可能性が大きいことを見込んでいたものであろう。とりわけ伊勢國と鈴鹿故関を重視して伊勢使長官として藏人頭巨勢野足を置いた。さらに同日、朝廷は機先を制して上皇派の首謀者と目される参議右兵衛督藤原仲成を捕らえた。仲成は遷都をめぐつて騒然たる状況にあつたにもかかわらず、平安京にとどまっていたのであって、上皇側の挙兵計画がどの程度進んでいたのか疑わしいとする。また『日本後紀』(卷二〇)は「二所朝廷」の疎隔、平城遷都の企てなどすべてが薬子の策謀によるという建前に立ち、次のように述べている。

詔 曰。天 皇 詔 旨<sup>良麻</sup>勅 御 命<sup>乎</sup>親 王 諸 王 諸 臣 官 人 等 天 下 公 民 衆 聞 食<sup>止</sup>  
宣 尚 侍 正 三 位 藤 原 朝 臣 薬 子 者。挂 畏 柏 原 朝 廷<sup>乃</sup>御 時<sup>尔</sup>春 宮 坊 宣  
旨<sup>止</sup>為<sup>底</sup>任 賜<sup>比</sup>而 其 為<sup>レ</sup>性 能 不<sup>レ</sup>能 所<sup>乎</sup>知 食<sup>底</sup>退 賜<sup>比</sup>去 賜<sup>底</sup>然 百 方 趁<sup>底</sup>太 上 天  
皇<sup>尔</sup>近<sup>支</sup>奉<sup>流</sup>今 太 上 天 皇<sup>乃</sup>讓<sup>レ</sup>國 紿<sup>流</sup>大 慈 深 志<sup>乎</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>氏</sup>己 我 威 権<sup>乎</sup>擅<sup>レ</sup>為<sup>底</sup>非<sup>ニ</sup>御  
言<sup>一</sup>事<sup>乎</sup>御 言<sup>止</sup>云<sup>々</sup>褒 貶<sup>許</sup>任<sup>レ</sup>心<sup>底</sup>曾 无 所<sup>ニ</sup>恐 懈<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>此 惡 事 種 種 在<sup>止</sup>太 上 天 皇<sup>乎</sup>  
親 仕 奉<sup>爾</sup>依<sup>底</sup>思 忍<sup>都</sup>御 坐<sup>レ</sup>然 猶 不 飽 足<sup>止之</sup>二 所 朝 廷<sup>乎</sup>言 隔<sup>底</sup>遂<sup>爾</sup>大 亂 可<sup>レ</sup>起<sup>。</sup>  
又 先 帝<sup>乃</sup>万 代 宮<sup>止</sup>定 賦<sup>間</sup>平 安 京<sup>乎</sup>棄 賦<sup>比</sup>停 賦<sup>底</sup>之 平 城 古 京<sup>尔</sup>遷<sup>左半</sup>奏 劝<sup>底</sup>天 下<sup>乎</sup>擾

乱百姓亡弊。又其兄仲成。己我妹乃不能所波不教正之。還恃其勢以虛  
 許事先帝乃親王夫人凌侮棄家乘路東西辛苦。如是罪惡不レ可  
 数尽。理乃任尔勘賜比罪奈賜布闈有止。所思行有依。輕賜比宥。賜比。藥子者位官解底  
 自宮中退賜比。仲成者佐渡國權守退比宣。天皇詔旨平衆聞止宣。

とある。薬子の変は日本の歴史の中で唯一、女性の名が冠された変であり、一般的に薬子と仲成が上皇をそそのかしたと言われるが、北山の説く通り、平城上皇は決して暗愚の天子ではなかつた。『類聚國史』卷二十五には「天皇（平城）識度沈敏にして、智謀潜通し、躬ら萬機を親くし、己に克て精を励し、煩費省撤し、珍費を棄絶し、法令厳にして、群下蕭然・・・」とある。この兄妹が関与していたにしても、これらの重大事に臨んでの行動の主体はあくまでも、上皇その人であり、上皇は薬子、仲成によつて操られる傀儡ではなかつた。北山茂夫はこのように説いて、論文タイトルも「平城上皇の変についての一試論」としている。

また橋本義彦も、前掲『日本後紀』の記事について、ここで眼目とされているのは、薬子をくさぐさの悪事の張本人と断じ、仲成をその追随者と位置づける反面、平城太上天皇に責任の及ぶことを極力避けている点で、いわば勝者の主張であり、その間には矛盾撞着がないわけではない、とする<sup>(注4)</sup>。橋本は仲成の経歴から、一応優れた事務能力を持ち、地方民政にも経験を積んでいたことがわかるとし、平城天皇自身も、造都・造宮と征夷に終始し、遊獵や宴会を好んだ桓武天皇の事績とは対照的であるとし、また先帝が『続日本紀』からいつたん削除させた藤原種継暗殺事件に関する記事を天皇が復活させたことも、先朝の事績に対する反発修正として無視できない、とする。

なお、この変の直接の引き金になつた平城遷都であるが、これも薬子たちの勧めによるものと一般に考えられているものの、橋本は朝廷が変事の中心人物である平城上皇の責任を追及するのを避け、薬子を「悪行の首」と断じ、平城京脱出さえも「太上天皇を伊勢に行幸せしめたる諸人等」の責任として上皇を極力かばつている姿勢が目立つとし、

この事件に薬子の名前を冠するのは適切でない、とする点で、前掲北山説と立場を同じくする。

また門脇禎二は、そこに旧京の東大寺を中心とする旧寺勢力との関係があつたことを指摘している（注<sup>5</sup>）。即ち、遷都の命令の前年に東大寺の封物を東大寺の封庫二千戸を還収し、もとのように封物を東大寺の別庫に納めさせることにしていた（『類聚三代格』大同三年三月二六日太政官符）。これは桓武朝に、諸司の煩を除くためこの二千戸の封物も官倉に納めることにしていた（『類聚三代格』延暦十四年六月十一日太政官符）ことにに対する修正措置であり、乱の前史として注意すべきであろうとするのである。さらに平安京へ移った人々と違つて、依然として平城古京に残つたままの下級官人や富豪らがあり（注<sup>6</sup>）、それらの人々が平城遷都を望む人々であつたろうとする。平城天皇の側についていた人々の人数や顔ぶれは、『日本後紀逸文』大同五年四月戊子条、『日本後紀』弘仁元年九月庚戌条、同九月壬子などから知ることができる。

さて、朝廷は十日に平城上皇に対する攻防的態勢をととのえた。翌十一日には大外記の上毛野穎人が平城から駆け戻つて来て「太上天皇今日の早朝川口道を取りて東国に入れり。凡そその諸司並びに宿衛の兵悉く皆従ひぬ」（『日本後紀』）という最新の報告をした。そこで朝廷は穎人の報に接してすぐに坂上田村麻呂が「輕銳卒」を率いて美濃道から東国に出ようと/or>する上皇の軍を迎撃つことにした。そしてその夜、朝廷は藤原仲成を射殺した。

一方、平城上皇は嵯峨が十日に詔を発して尚侍薬子の位官を奪い、仲成を左降したことを聞くに及んで、ついに自ら東国に赴き兵を結集して朝廷に反撃しようとしたのである。中納言藤原葛野麻呂、左馬頭藤原真雄らが反対する中、上皇は薬子を伴つて平城宮から出発した。この時、「陪從人等周章して図を失ふ」（『類聚國史』卷六六）という混乱ぶりで、途中、逃がれ出る兵士が続出したという。そして上皇が大和國添上郡越田村に至つた時、朝廷軍によつて前方が遮られて進退に窮しやむなく平城宮に引き返し、上皇は剃髪して出家し、薬子は毒を仰いで自害した（注<sup>7</sup>）。

大塚徳郎は、この変の関係者を挙げて、次のように説いている。

式家が中心であることがわかるが、それに大伴・紀・大中臣などの旧氏族たる中級貴族の諸氏、帰化人出身として桓

武に重んぜられた菅野氏、および地方豪族から学者として勢力を得てきた吉備氏などが参加している。だが、氏全体の参加ということではなくて、どこまでも個人的参加の形をとっている。ただ、旧い時代を背負ったというか、奈良時代的な性格を持つているというか、そのような傾向を持った氏が、時代からとり残されて行く過程が察せられるとする<sup>(注8)</sup>。

なお平安時代を「王の年代記」という視点から捉える保立道久によれば、藥子の変は奈良時代の政争と同様の血腥さをもつて展開した天武系王統から天智系王統への切り替えが終了し、貴族社会の秩序の再編も含めて、光仁・桓武王統が確立したこと意味しており、王家の側においては、嵯峨が圧倒的な支配権を獲得するとともに、高丘の立太子によつて、王位繼承権を否定されたかに見えた淳和が立太子して桓武の王位繼承の構想が全体として再認識されたのである、とする<sup>(注9)</sup>。視点は異なるが、大塚・保立ともに藥子の変が新時代への分岐点になつてゐるとすることに注目しておきたい。

## 二、平城朝の政治

平城天皇の政治史的意義について取り上げた論文はそれほど多くはない。日崎徳衛はその理由について、在位期間が短かつたこと、一見、積極的な施策の乏しかつたこと、藥子との関係に溺れ内乱によつて一切の政治的業績をご破算にしたことなどから、『日本後紀』も平城を無視したのだと述べている<sup>(注10)</sup>。

だが、大塚徳郎も説くように、平安初期の政治を把握するためには、この時期を等閑視することはできない<sup>(注11)</sup>。また平城天皇の施策をみると、彼が暗愚の天皇であつたかどうかを知る指針となるという点からも重要だと思われる。大塚は、全般的に見て、平城天皇は律令体制を縮少して、その体制の維持をはかった政治を行つたとする。即ち、造都と征夷で財政的に破綻しかけた桓武天皇の政策を受け継いで、地方政治を刷新し、新しく台頭してきた地方豪族にも対処していくために、中央の有力官人を觀察使に任命したのは意義ある政策で、光仁・桓武以来の政治の路

線をさらに推進しようとする方向性を持ち、同時に無用の官司・官人の整理・統合によつて、膨張した財政を引き締めようとする意図が見られるのだが、天皇の病身と天皇を取り巻く中央官人等の勢力争いがあつたために、集中化された強力な権力組織を作り出すことができず、終わつたと説くのである。母が藤原氏ではなかつた桓武天皇の時代に天皇への強力な権力組織が作られたが、このような集中化された天皇権力を継承したのが平城天皇であり、この場合、天皇への権力集中を阻む要素があつた。それは天皇自身の健康であり、もうひとつは藤原氏出身者を母とすることからくる藤原氏の圧迫であつた。

平城天皇は宝亀五年八月安殿親王として誕生し、延暦四年十二歳で立太子、ついで同七年元服したが、同十年には「枕席不安、久不平復」（続日本紀 延暦十年十月甲寅条）ということで、伊勢太神宮に平癒祈念するほど病弱であった。その病気は即位後も回復せず、大同四年二月にはそれが甚だしくなり、同年四月、それが理由で退位することになつたのである。ゆえに大塚は、このように病身であつたことが「性多猜忌、居上不寛」という猜疑心の強い性格を生み、そのことがまた「傾心内寵、委政婦人」という薬子の政治介入を招いたのであつて、「識度沈敏、智謀潜通」で、「躬親万機」とされるように、政治には熱心であつたけれども、独裁的権力を形成することができなかつたのだとするのである。

このようにしつつも大塚は、平城天皇の政策について、

### ②観察使

### ③官司・官人の統合・整理

これら三点について、詳細な検討を行つてゐる。まず①に関しても、十六の項目を挙げて分析する。

在位期間は短かつたが、令制を強調した点に特色があり、政治の大勢を動かすような大改革は見られないにしても、官人の職務の厳正を要求したり、形式を令制にかえしたものもある。ただ時代の趨勢には逆行してただ令制を強調し

ただけのものもあり、さらに令制を強調しながらも、妥協せざるを得なかつたものもある。

こうしてみると、なんらかの改革を推し進めようとする意図は伺われるものの、その結果においては積極的な改革にはならなかつた。

次に②観察使であるが、これは平城天皇の即位に始まり、その退位によつて生命を失つたもので、全く平城在任中のみ存在した職であり、この制度の性格を考えることは、平城の政治を理解するのに欠くことのできないものである。観察使は延暦二十五年五月十八日の平城即位の数日後に、当時参議であつた者が任せられている(注12)。観察使創置は、延暦五年四月十一日に諸国庸調支度物などが常に未納であり、また民を治めるのに朝廷に背く国郡司のために禁制をつくれという詔があつて、これに応じて十六か条の条例が作られたが、その後これが遵守されていないので、この十六か条を確実に実施するために観察使を置いたのである。

大塚論文は、観察使になつた者が観察使としての立場から奏言したことによつて、なんらかの改革のなされたものを時代順に表にして示し、これを分析して、ひとつには平城が桓武の都城造営、征夷などによつて困窮した民の救済を、その政策の主眼としていたことを示し、次に租の納入、出舉の徵収の確実を期す政策であり、さらには国司に対する政策が示されているとしている。平城の政治が桓武の政治を受けて地方政治の引き締め、国司の監督を厳しくすることにあつたことがわかるとする。

さらに平城朝の政治の特色のひとつとして、官司・官人の相当数の廃止・併合が行われたことを挙げ、光仁・桓武の政策を受け継いで、令内官の整理に着手したのであり、不要のものを削減することによつて、財政引き締めを行おうとしたものである。大塚は大同元年七月二十一日中務省中内記を廃止したことを初めとして、十三項目に及ぶ減員を総計し、概算だとしながらもその数は千五百九十三人+aに及ぶのであり、三年間にこれだけの削減をなしたこと是非常に大きな成果でありそれだけ経費の節約になつたのだと述べている。

そして大塚は削減する一方で、必要なところには増員していることに注目する必要があるとしている。大同二年七

月二十六日大舍人寮を合併してつくつた際に、少属一人を残しているし、同日に少納言三人を四人とし、内蔵寮に「供御忙劇」の理由で少属を増し、大藏省には「出納事官員阙少」の理由で、大丞一人、少録一人を増し、大膳職には「省管陶司、併於件職、又主菓餅等、雖謂從停廢、其れ政復帰職、然則務繁人少」との理由で少一人、少属一人を増員しているのである。（大同三年七月二十六日付太政官謹奏「加置官員事」）

その他、大塚が指摘していることは、事務繁忙な下級官人を優遇して、その責務を果たさしめることという政策を行つたこと、大同三年九月二十四日には諸司廃合の目的を明らかにし、職務が均等化された現在においては、職の閑劇によつている元の給与法を改めて衆司に平等に給与する趣旨を述べる詔を出し、また四年壬二月四日には四位以下初位以上に要劇料をあまねく給わる趣旨を述べ、米価が高いので旧によつて錢を給わることにしている。これでも「劇官以外不給衣服」の状態であつたので、あまねく給わる方の態度を定めたもので、同年四月一日にはさらにそれを具体化している。冗官を削減し、整理した結果として、皆、同程度の事務量になつたとして、これを均等に与えることにしたのであり、このようなどころにも実際的、現実的であつた平城の政治の一端が窺われる。

大塚は「むすび」の中で次のように述べる。平城は病身であり、しかも、藤原氏内部の紛争およびその他の氏との抗争の中にあつて、造都と征夷のために弛緩した前代の桓武天皇の政治を引き締めるために努力した。まず財政緊縮と民力の休養をはかり官司・官員の大量の削減を行い、さらに種々の面で民力の休養をはかつた。一方、桓武から受け継いだ地方官の監督を厳しくするために觀察使を置いた。觀察使の設置による政策の徹底、官員の適切な配置と下級官人の優遇なども実質的な政治の効果を上げるためのものであつた。しかし、平城も薬子などの政治介入に見られるような圧力に服し、觀察使もその創置の意義を失い、桓武の政治の後始末的な政治の効果も過小に評価されるようになつた。そして、次の嵯峨の時代を迎えるが、大塚もまた橋本義彦と同様に「眞の意味の奈良時代的なものはこの乱とともに去り、新しい平安的なものは、ここから出発するとも見られる」と述べている。

### 三、藏人所の設置

平城は決して暗愚の天皇ではなかつた。それがまた譲位の後の「二所朝廷」の事態を招く結果にもなつた。そして平城・嵯峨の対立が誰の目にも明らかになつた、その最中に設置されたのが、藏人所であつた。

朝廷で大臣・納言・参議が何事かを議決したとしても、それを天皇に奏上して裁可を得るまでには複雑な手続きと相当の日数を要する。その内容を上皇方に知られたくないとしても、詔勅として発布するまでには多くの官人の手を経なければならぬから、上皇方に内通する者があれば、内容はすぐに通報されてしまう。ゆえに黛弘道は、「天皇と上皇の対立が露骨になればなるほど秘密の保持が要請される」として、天皇方がその対応策を講ずる必要に迫られてくると説く<sup>(注13)</sup>。藏人所は機密の文書や訴訟のこと、上奏宣伝のことまで扱う要職であり、初めは一時の便宜のために設置されたものであるが、その後も廃止されることなく存続した。黛は大同五年（薬子の変以前）の廟堂には右大臣藤原内麻呂（北家）、大納言園人（北家）、中納言坂上田村麻呂、藤原葛野麿（北家）、参議同縄主（式家）、菅野真道、藤原緒継（式家）、吉備泉、藤原仲成（式家）、同真夏（北家）、紀広浜、多入鹿らであり、これに近い者として藤原葛野麿が明らかに平城上皇方と目されるのは、参議藤原仲成のほか同真夏、多入鹿らであり、これに近い者として藤原葛野麿がおり、太政官における上皇方の勢力も決して過小評価できないものであつて、藏人所の設置は天皇方が真剣に対応策を考えた結果であつたことがよくわかるとする。さらに、天皇側を刺激したこととして、大同四年九月二十四日、三品葛原親王が嵯峨天皇に物を奉つて敬意を表す儀式である奉獻を行つた翌日、皇太子高丘親王は天皇にではなく、実父である平城上皇に奉獻していることに注目している。この時には上皇から春宮坊の役人や諸々の皇族たち、それに藤原（平城の生母乙牟漏の実家、式家）、阿倍（平城の乳母の家）、伊勢（高丘の生母伊勢継子の家）等の諸氏に広く物を賜つてゐるのである。退位した天皇に奉獻することは絶無であつたから、皇太子高丘親王の平城上皇に対する奉獻は異常なものであり、前日の奉獻に対する巻き返しともとれるこの行為は、平城上皇こそ天下の実権を握つてゐるトデモンストレーションしたようなもので、天皇は心中穏やかではなかつたはずだと黛弘道は説く。

巨勢野足と藤原冬嗣が蔵人頭に任命されたのは、その約半年後の大同五年三月十日であった。蔵人所もこの時、設置されたものと考えられている。

渡辺直彦は蔵人所成立の時点、理由および創設当初の機能などについて、諸学説を整理して次のように述べている<sup>(注14)</sup>。

① 和田英松は初めは機密文書や訴訟のことを掌つたこともあったと考えられ、後には詔勅を伝宣することにも関係して、少納言や侍従の職務にも介入し、遂に禁中一切のことを総掌するようになつたとする<sup>(注15)</sup>。

② ついで川上多助は右の和田の見解を踏襲・発展させ、嵯峨天皇は平城上皇との間に確執があるため、機密の文書あるいは訴訟を取り扱う場合、太政官を通じて規定の手続きを経れば、機密が上皇に漏洩する危惧があるため、近親を殿上に侍せしめ、これを掌らしめるために創設したとする。蔵人所は、その当初は一時の措置であつただろうが、その後常置の職となり、常に禁中に侍して勅命を伝宣するところから、權甚だ重く、少納言・侍従等、太政官の官制によつて宣伝を掌つたものは形式的な詔勅のみを取り扱い、政治的に重要な天皇の命令は、内侍宣により内侍がこれを奉つて蔵人頭に伝宣するようになつたとするが<sup>(注16)</sup>、この川上説は蔵人所の設置を薬子の変と有機的に関連づけて考察したもので、その主旨は概ね通説の基礎となつてゐる。

③ また吉村茂樹の見解は、蔵人所の創設時日、その設置理由、初期の蔵人の職掌、令制官司への影響のうち、中務省を附加する<sup>(注17)</sup>。

④ さらに藤木邦彦説も以上の三論文を踏襲したものであるが、ただ蔵人は元來、累代の書物を納めてある納殿を管掌していたもので、それが蔵人所の設置以後は天皇の秘書官的なものとなり、且つ天皇の命令が簡単に蔵人宣や蔵人下文をもつて出されることとなり、これによつて形式的な律令政治の弊害は大いに改善されたと指摘する<sup>(注18)</sup>。以上が現在ほぼ通説化した見解であるが、これに対し、

⑤ 角田文衛は蔵人所の前身として勅旨所を想定する。天平宝字六年五月頃に創設されたと思われる勅旨省は、延暦元年四月十一日の詔により廃止されたが、実質的には勅旨所と改称して存続していることに着目し、その勅旨所は

1機密保持や勅旨の速やかな下達、2皇室料地の管理を職掌とするものであるが、このうち1の機能は蔵人所によつて奪われ、2のみが残つたが、これも後には内蔵寮や蔵人所などに移管されたようだと推定する。そして蔵人所を設置したのは通説では嵯峨天皇だとするが、実はその主唱者は藤原内麻呂・冬嗣らであり、平城上皇と嵯峨天皇との確執を奇貨とし、両人が巧みに勧めて設置したと推測している<sup>(注19)</sup>。この角田説はその後、日崎徳衛によつて「穿った説」と評されつつも、この時期の政治情勢は平城・嵯峨両朝の対立だけからすべて解釈できるものではないとして、概ね賛意が示されており<sup>(注20)</sup>、弥永貞三は角田説を「蔵人所の先駆的形態と考える見解」として取り上げ<sup>(注21)</sup>、亀田隆之も「一説たるを失わない」とする<sup>(注22)</sup>。

(6) また弥永貞三は、蔵人頭巨勢野足・藤原冬嗣の武官としての履歴に意味を持たせ、天皇の護衛を堅くするという意図もあつたのではないかと推測する一方、蔵人に補せられた清原夏野・朝野鹿取は著名な文人で、これらの人々が天皇の側近として一つの令外官体制を創り上げていたともいう。そして蔵人に関する当初の職掌内容は伝わつてはいないが、後の史料から考えて、殿上に近侍し、文書・命令を伝達し、機密の漏洩を防ぐ重要な役職で、天皇の家政機関の中核と論じている。さらに初代の蔵人頭となつた野足と冬嗣は、天皇の東宮時代に春宮坊の官人であり、天皇と個人的なつながりの強い人材が選ばれていると指摘し、そこでは形骸化した中務省の官人には依存できない枢機を扱うことができたであろうと推定する<sup>(注23)</sup>。

(7) このほか、亀田隆之は、従来の研究はいずれも蔵人所を真正面から扱つたものでないことを指摘し、嵯峨朝の政治と関連づけて特に設立期の蔵人を主体に論じる。弘仁元年に蔵人頭は初めて置かれたが、蔵人はそれ以前から置かれていたのではないか。蔵人は令外官としても、かなり特殊な存在であり、蔵人頭のみは当時の政治情勢が生んだ異例の措置であり、一時的便宜的な性格の職であつたと考えられること。つまり、最初からひとつの官司として活動を開始したのではなく、天皇の私的な関係にある官人たちが、天皇の命を受けて活動するという色彩の濃いものではなかつたろうか、と推論する<sup>(注24)</sup>。

これらの通説に対し、

⑧ 森田悌は、藏人の創設が薬子の変と関連があると説く従来の通説を批判して、変と関係があるとすれば変後の藏人所が停廃されないで、発展したことの説明がつかないとする。藏人所は皇室の家政や天皇の身辺の雑事に奉仕する内廷の家務機関ともいべきもので、藏人により、内廷関係諸司の再編強化を図つたところにその意義があるとする(注25)。

渡辺直彦は概ね、右のように諸説整理した上で、およそ令外に官司が設けられるには、それを置かねばならないよう、その時点における然るべき事情・理由が存在するはずであるとして、藏人所の成立過程について当時の実情に即して、次のように五点を挙げて説く(注26)。

### 1 尚侍としての藤原薬子

内侍司は男官の中務省に相当し、常侍・奏請・宣伝などに供奉する重職であり、令職ではその長官である尚侍はふたりである。薬子は平城上皇の東宮時代、藤原繩主との間の長女が東宮に入内したのを契機として「東宮宣旨」として仕え（日本後記弘仁元年九月丁未十日、己酉十二日の各条）、東宮即位後、大同の初年より「典侍」となり、ついで「尚侍」になった。その威勢は、「百司衆務、吐納自由」（日本後記・弘仁元年九月己酉十二日）、「常侍帷房、驕託百端」（日本後記・大同四年四月戊寅三日条）という具合であつた。

そして大同二年四月二十六日には桓武天皇の後宮夫人以下の任官を停止し（類聚國史卷四十後宮部、官人職員）、同年十二月十八日には後宮の官人のうち、内侍司の処遇改善が進められる一方で、他の後宮職員の任官停止や男官への切り替えなど女官排除の傾向が目につく。即ち後宮の官人のうち、内侍所の職員のみについて、その給祿の品秩を改定し、尚侍は従五位から従三位、典侍は従六位から従四位、掌侍は従七位から従五位の官に準じた待遇を受けることになつた（『類聚國史』卷四十後宮部、内侍司）。この一連の施策は、寵を一身に集めた薬子の恣意の現れと見てよからうとする。

## 2 二所朝廷と諸司分直

平城上皇の平城宮遷御に伴つて、嵯峨天皇の内裏百官諸司のうち、中納言一人・参議五人・外記一人、そのほか馬寮・水部・酒部などが平城宮に供奉した。このほかにもつき従つた官人のあつたことは、麥後の左遷や解官の記事によつて推測されるといし、このうち参議以上は六人で、当時の公卿十二人のうち、その半分が上皇の平城宮に供奉していたわけで、まさに「二所朝廷」という表現の通りの事態であり、このような状態では内裏における官議の運営は本当に困難で政務の遂行にも支障を来したことが予測される。

## 3 嵯峨天皇不予

嵯峨天皇は即位後、暫くして不予となり、弘仁元年正月頃から同年八月頃までは早良・伊予両親王の怨靈の祟りのこともあり、その平癒のためにいろいろと手段を尽くしている。藏人所が創設されたのは、この期間中のことである。

## 4 藏人所と枢密院

藏人所の藏人、特に藏人頭と唐代に枢密院に置かれた「内枢密使」とは類似する点が少なくない。枢密使は内外の間に介在して勅旨を中書・門下両省に宣伝するパイプ役で、朝恩ある宦官（内侍）が多く補せられたといふ。藏人が果たして唐代の枢密使の制に倣つて創設されたのかどうかは裏付けることはできないが、藏人所の設置以前に、唐朝の枢密使のことはわが国で知られていたものであろう。

## 5 内侍宣と藏人

土田直鎮は、平安初期の内侍宣はその形は様々だが平安中期の、様式が整備され且つ主として宫廷内の単純な取り次ぎや儀式的な事柄に関与するようになつた内侍宣に比べると、かなり充実した内容の事柄をも取り扱つた事実を指摘しており内侍宣が平安初期に於いて最も行政面に接近していたことを物語るとする(注27)。そして陣に布幔を懸ける事を命じた記事（天長二年十二月九日内侍宣『西宮記』十九、左近陣座廊）の中に「掌侍当麻真人浦虫子仰右中弁藤原朝臣愛発云」とあるが、藤原愛発は當時藏人頭右中弁であつて、内侍宣を藏人頭が承つたことが知られるのはわず

かに一例に過ぎないが、貴重な記事であると指摘する。そして、内侍宣は平安中期にはその形式を整えると同時に、甚だ影の薄いものとなり、その実は藏人の宣に変わつて行つたが、その理由を曾て東宮宣旨であり、平城天皇即位の後、尚侍として寵をほしいままにした藤原藥子の「悲しむべき事変の記憶が内侍の活動を制する方向に働いたのかも知れない」と推論する。

渡辺直彦も「内侍宣の機能が高度に發揮され、且つ乱用された時代があつたとすれば、それは大同年間における尚侍藤原藥子の時をおいては、他に思い当たらないのである」<sup>(注28)</sup>として、土田説に賛意を表する。令制内侍（尚侍・典侍）の職権の一部、それも奏請・宣伝という内廷・諸司間のパイプ的機能が次第に実際面において令外の藏人に移行・凌駕されていったことは間違いないであろう。この意味で藏人は職制上、内侍の系譜を引くものと見なしてよい。

渡辺はこのように藏人の成立要因として五点について検討して、次のように結論づける。平城天皇の寵愛をほしいままにした藥子は尚侍という立場から他の後宮宮人の任官を停止するなどして権力を行使しようとした。加えて事實上の「二所朝廷」が出現したため政務の渋滞や混雑が起きたことが推測される。しかも嵯峨天皇の病も重く、万機も擁滯し、一時は神璽を奉還しようとしたほどであった。ここにおいて尚侍に代わつて置かれたのが藏人ではないか。大同年間以来、藥子の恣意によつて、尚侍の職掌が乱用された忌まわしい事態に鑑み、尚侍（女官）に代わるに藏人（男官）を以て、奏請・宣伝・諸司の職を掌らせたのではなかろうか。

第二節でみた、平城朝のきめ細やかな政治からすれば、「後宮宮人の任官を停止する」というようなことは、天皇自身の判断によるもので、どの程度藥子が関与したかは不明であるといふべきであろう。だが、内侍所の職掌が藏人に、女性官人から男性官人へと移つて行つたこと、その転換点に藥子の変があつたことは確かである。

#### 四、薬子の変の歴史・文化への影響

1

橋本義彦は薬子の変乱があつけない幕切れで終わつたのとは対照的に、これを転機として歴史の流れが大きく変わつていつたとして、次の三点を挙げる<sup>(注29)</sup>。まず第一に、平安京が「万代の宮」の帝都の地位を確立したことである。長岡遷都から二十五年、平安遷都から数えても十七年を経た時点で起きた平城遷都の議は、人心に深刻な動搖を与える、これがこの争乱の中心であった。ところがこの変の後は遷都の議は全く影をひそめ、嵯峨朝廷によつて「万代の宮」と宣言された平安京は政治や文化全般にわたつて「平城的なもの」を払拭し、「平安的なもの」を育んでいった。そしてその「平安的なもの」こそ、日本の歴史・文化の根幹として現在まで生き続けているのである、とする。第二に太上天皇の政治的地位に一定のけじめをつけたとする。令制における太上天皇の地位は概ね天皇に準ずるものとされており、その敬称は陛下とし、自称は朕といい、その言詞は詔または勅と称された。岸俊男によれば、その政治上の地位も、中国の太上皇帝の例や奈良時代の実例に徴すると、太上天皇はもともと政治の場から完全に閉め出されたわけではなく、潜在的には天皇と同等の大権を保持していたとされる<sup>(注30)</sup>。従つて平城太上天皇の場合も同様で、その政治行動もとりわけ異常なものとするにはあたらないが、この変乱を機としていわゆる「二所朝廷」的な状況が清算され上皇の政治的地位は大きく後退した。そしてこの変を教訓とした嵯峨天皇は、譲位後は自ら「万機の務、賢嗣に伝え、八柄の權、復た知る所にあらず」として、一君万民的な觀念を標榜し、天皇と太上天皇とのけじめを宣明した(『類聚国史』卷二五、弘仁十四年四月辛亥嵯峨太上天皇勅書)。こうして、太上天皇は中国の太上皇帝型から「父子の義」を前面に押し出した「院」へと変貌していくと説く。

第三として、この変乱を境にして、藤原北家が急速に勢力を伸ばし、政界制覇を成し遂げるに至つたことである。京家、南家はすでに失脚し、式家は仲成がこの変乱で処刑され、大きく後退したが、北家は右大臣内麻呂がこの変乱を乗り越え、特にその嫡子冬嗣は嵯峨天皇の腹心として活躍し、これを契機にして急速に昇進を遂げた。

さらに冬嗣の男良房も嵯峨上皇にその才幹を見込まれて皇女潔姫を賜り北家の霸權を政界に確立し、藤原貴族政權の成立に大きく踏み出したと説く。

では、橋本の説く「平安的なもの」とは何か、「日本の歴史・文化の根幹」として現在まで生き続いているものとはいつたい、何であろうか。目崎徳衛は「伊予親王的タイプこそ、ほかならぬ平安貴族文化形成の方向を示す」として、その方向性は神野親王（嵯峨天皇）にも存したとすべきであり、「従つて当然神野親王の身辺にも、平城朝の政治方針に対するある程度の違和感があつたと考えられる。」とする(注31)。目崎は伊予親王が無実の罪によつて幽閉自決に追いやられた伊予親王事件を親王の派手好みな性格が平城朝の緊縮方針に合わなかつたことをその一因と考えている。伊予親王は父桓武天皇に非常に愛されたが、それは彼がすこぶる遊宴を好み、風流を愛する派手な性格で、山荘を数カ所に持ち、たびたび父帝の行幸を迎えていたが、そのような行状が緊縮政治を絶対に必要とする現実から出発し、これを鋭意推進した平城朝の方針と大きく食い違つたところに、伊予親王事件の遠因があると説く。即ち、桓武・嵯峨・淳和の諸帝王の盛んな遊獵・遊宴の間にあつて、平城のみはほとんどこれを行わず、神泉苑を除いてはわずかに大堰・北野の各一回の郊外遊幸を数えるに過ぎないとして、これは平城が遊獵・遊宴を行つた期間が在位当初一年間の父帝の服喪と、大同三年秋以降のおそらく病気に悩まされた期間を除くと、わずかに二年そこそこの期間を考慮に入れても驚くべき質実さだと述べる。

そして次のように結論づける。

ともあれ、嵯峨朝以降の政治は平城朝の緊縮政策と正に対照的な性格を次第に明らかにした。そして朝儀と唐風文化の絢爛たる開花に向かうのである。この華やかさを支えたものが、勅旨田・公営田の広範な設置などの巧妙な財源獲得の新方法であつたことはいうまでもない。それは長い眼で見れば古代国家の崩壊を一歩進めるものであつたにもせよ、平城朝の政策がひたすら財政支出を緊縮する消極的・硬化的なものであつたことに比べれば、はるかに積極的・弾力的なものであつた。平城朝はこのいわば「平安朝的なもの」の生まれ出るための苦悶であつ

たといえないだろうか。

「財政支出」と「唐風文化の絢爛たる開花」が即ち「平安朝的なもの」であるのかどうか、筆者はにわかには判断を下し難い。ただ、前述したように、日崎に限らず、大塚徳郎にせよ、橋本義彦にせよ、薬子の変を境にして、「平城朝的なるもの」から「平安朝的なるもの」へと転換したとしており、また近年、「王の年代記」という視座に立つ保立道久も嵯峨・淳和から都市的な文化と奢侈に取り囲まれた貴族文化が誕生したと説く<sup>(注32)</sup>。薬子の変がその一大転換期であったことは、歴史研究において通説化していることを確認しておきたい。

なお保立はさらに次のように説く。嵯峨・淳和の王朝は奈良時代の律令制的な国家のありかた、王権・貴族・官衙のありかたとは大きく相違する平安時代の政治や宮廷制度の基本的な枠組みを作り出した。奈良時代の律令制的な王権と国家は畿内の有力氏族が「氏」の名負の姓に従つて宮廷・官衙組織を担い、その集団が同時に官僚組織として全国を支配し、それを代表する専制的な王権に対しても貢納を集中するような体制であり、官僚制的・機構的な全国支配の概観を呈するものの、実際には古代的な氏族が氏の代表として太政官の議政組織の中核を担う「公卿」を出して宮廷と官衙の双方を担い、宮廷・貴族社会と官衙がまだ十分に区別されていないような体制であった。これに対しても、嵯峨・淳和の王朝の体制は、中央都市・京都を固有の支配領域とする都市的な王権であり、そこに畿内の本貫地からは離れて平安京に集住するようになつた都市貴族が結集して宮廷を構成し、そのさらに下に紀伝道（文章）・算道（計数）などの「道」に専業するようになつた官人が官衙組織を構成するような、分節化された支配組織であつたとし、そこでは宮廷の中枢は天皇とその限られた範囲の閥族によつて構成されそれを藏人所以以下の組織が取り囲み、官衙組織は押し出されてその周縁に配置されることになり、これは律令制の導入以来、一世紀の時間が経過する中で中央の政治組織が充実・肥大化し、王と上級貴族社会が直接に行政に携わらなくても、政治が可能な程度にまで官衙組織が発展したことを意味しているとして、ここに本格的な都市王権と都市貴族の都市宮廷世界、都市的な文化と奢侈に取り囲まれた貴族世界が生まれることになったと論じている。

さて、このように菫子の変を境にして、「平城朝的なもの」から「平安朝的なもの」へと転換していくたのだとするとき、想起されるのが『古今集』仮名序である。仮名序は平城時代を古い時代の代表として捉えていると考えられるからである。

古よりかく伝はるうちにも、ならの御時よりぞひろまりにける。かの御代や歌の心をしろしめしたりけむ。かの御時に、正三位柿本人麻呂なむ、歌の聖なりける。これは、君も人も身を合はせたりといふなるべし。秋の夕、龍田川に流るる紅葉をば帝の御目に錦と見たまひ、春の朝、吉野の山の桜は人磨が心には雲かとのみ覚える。また山部赤人といふ人ありけり。歌にあやしく妙なりけり。人磨は赤人が上に立たむことかたく、赤人は人磨が下に立たむことかたくなむありける。

### ならの帝の御歌

龍田川紅葉乱れて流るめりわたらば錦なかや絶えなむ

人磨

梅の花それとも見えず久方の天霧る雪のなべて降れれば  
ほのぼのとあかしの浦の朝霧に島隠れゆく舟をしそ思ふ

赤人

春の野にすみれ摘みにと來し我そ野をなつかしみ一夜寝にける

和歌の浦に潮満ちれば湯をなみ芦べをさして鶴鳴きわたる

ここで、「ならの御時」と柿本人麻呂が同列に並べられていることから、「ならの御時」がどの天皇の時代を指すのか、さまざまの説が提示されている(注33)が、この後に、

かの御時よりこのかた、年は百年余り、世は十つぎになむなりにけり。

と続くから、「かの御時（その天皇の御代）」は、具体的には「年は百年余り……」から逆に数えて平城天皇の時代

となり、「世は十つぎ」とあるが、平城天皇即位の年から醍醐天皇の延喜五（905）年までちょうど百年、天皇は十代であり、

昔平城天子。詔侍臣。令撰万葉集。自爾以来。時曆十代。數過百年。  
と記す真名序の記述もこれと照應している（全集『古今集』頭注）。

人麻呂と平城天皇を同時代とするのは、仮名序の執筆者が「時代を知らなかつた」<sup>(注34)</sup>ではなく、まさしく平城天皇までが前代であり、嵯峨以降が当代であるという認識に立つのではないかと考えられる。

谷戸美穂子はこれを、人麻呂と同時代という矛盾を犯してでも「なら」に託さなければならない何かがあつたとして、それは右の『古今集』仮名序の傍線部にみえる「君も人も身を合はせたり」とした君臣唱和の理念を体現させたものであると説く。それは『万葉集』の中心的な歌人である人麻呂を「歌のひじり」として位置づけ、「ならの帝」の臣下におくことで、歌の心を理解しこれを広めたとする理想的な時代を描き出す。「ならの帝」と人麻呂との組み合わせは、『大和物語』にも見え、帝を慕う采女の入水が記されているが、采女と天皇といえば、雄略天皇に代表されるよう、卓越した行為に彩られている。従つて「ならの帝」が采女に慕われるというのも聖帝として魅力的な天皇像が示されているのだとする。また右の「龍田川」も『大和物語』に見える「ならの帝」の歌だが、「猿沢の池」・「龍田川」の紅葉が和歌の世界で結びついてくるのは平安期に入つてからであり、「なら」の像は必ずしも実際の平城（平城京時代）ということではなく、平安期になつて旧都平城のゆかりと意識されていった、平安京がイメージする「なら」なのであると論じている（注35）。

同様のことは『大和物語』についてもいえる。

百五十段 ならの帝 猿沢の池

百五十一段 おなじ帝 紅葉の錦

百五十二段 おなじ帝 いはで思ふ

百五十三段 ならの帝 藤袴 （平城天皇）

百五十段「ならの帝」では人麻呂が歌を詠んでいるため、一般的には次のように説かれる。「時代的に奈良朝のある天皇ということか。人麻呂は生没が明らかでなく、最後の歌は文武四年（700）であり、平城遷都前に没したとも、以後しばらく生存していたともいわれる。この話は奈良時代初期ということになろうか。しかし、伝承の途中でさまざまな虚実が絡み合つて出来上がつた話であり、平安時代よりもっと古い時代の天皇と采女の物語として受け取ればよいのである」（『新全集』頭注）。

だが、百五十三段の「ならの帝」は平城天皇であることが明らかであり、ここに「奈良の帝」「おなじみかど」の話が四話続くということは、これら四つの話を当時の人々は平城天皇の物語として享受していたと考える方が自然ではなかろうか。「ならの帝」とは即ち平城天皇であり、平城天皇によつて代表される、薬子の変以前の聖帝の総称ではなかろうか。このように考えると、「真名序」が『万葉集』は平城天皇によつて撰集されたとすることも、辻褄が合うのである。いわば『万葉集』は「平城朝的なるもの」を象徴するものなのであり、一時代前の文化を代表する『万葉集』は、聖帝で和歌に秀でた平城天皇によつて「撰集」されたのである。

歴史家の一致した見解であった、薬子の変を境とする「平城朝的なるもの」と「平安朝的なるもの」において、前者は文化・文学の分野においては、「平安朝的なるもの」に対置される往古の時代として認識されていたのだと言うことができる。

2

歴史研究では特に触れられていない<sup>(注36)</sup>が、薬子の変と深くかかわるもので、「平安朝的な」文芸に関連するものに斎院制度があることに注目したい。賀茂神社は平安京の地主神であるが、特に斎院制度が設けられたのは、次のように説明されている。

『一代要記』

有智内親王 帝第九女、弘仁元年ト定、母正五位下交野女王、從五位上山口王女也、斎院始也、是與有平城隙御祈也、嵯峨天皇與平城天皇、昆弟之情不睦、故為祈願特設斎院、使皇女有智侍焉、

### 『一代要記』

#### 『賀茂皇大神記』

桓武天皇の御後は、御位を第一の御子ぞつぎ給ひける、これを大同の天皇と申しけり、天下をしろしめす事、わづか四年にして、御くらゐをば御弟のみこ嵯峨の天皇にゆづり給ひて、先帝は奈良の故郷にすみ給ひけり、さてこそ平城天皇とは申なれ、——中略——其頃先帝内侍のかみ藤原藥子を御てうあいましまして、なにごとも此の人の申さるるにぞうちまかせ給ける、これは宰相種嗣のむすめなり、心さがしくだけだけしき男子にもまさりたり、をりにふれて先帝へ奏し給ひけるは、いくほどなう御くらゐをさらせ給事口をしさよ、玉躰御つつがもまさまずして、いかでかくおぼ立けるぞとなげきかなしみ申給ければ、先帝くやしき事におぼしめして、御くらゐにつかせ給はば、われは後にぞなるべしといさみをなし、せうとの兵衛のかみ藤原仲成といふ人を大将として、畿内の兵をめしあつめ、いくさをとのへられけるほどに、世の中さわぎののしりて、万民たやすき心なかりけり、みかど此よしきこしめし、——中略——賀茂皇大神へ勅使をたてられし御事也、御祈ねがはくは官軍に神力をそへられ、天下ぶいに帰せしめ給へ、しからば皇女を奉りて、御宮づかへ申さすべしとぞ勅願ふかく仰せられける、——中略——かくて、世の中静りしかば、御門御宿願はたし給はんために、有智内親王と申姫宮を斎王になし給ひて、弘仁元年四月に賀茂皇大神へ参らせ給ふ、此れいをもて、代々のみかどの御代はじめには、皇女を賀茂の斎になへらる、

#### 『本朝月令』中西賀茂祭事

或記云、延暦十二年癸酉、北野山中天皇行幸、而諸臣却奉各去（各二字年中行事秘抄為后）也、于時遭大火給、

祈申始奉鵠上下両神大祭事、率供奉諸司並奉斎内親王、又説云、嵯峨天皇與平城天 皇有隙不穆、于時嵯峨天皇  
祈祷有感、初奉斎王云云（又見年中行 事秘抄）

○按ズルニ、斎院ノ創置ハ、嵯峨天皇ノ弘仁元年ナルコト、上來引用スル諸書ニテ明ナリ、然ルニ帝王編年記  
ニ弘仁九年五月以テ皇女有智子内親王始置賀茂斎院トアルハ、蓋シ斎院司創置ノ事ヨリ誤リシモノナラン、  
このように、斎院の創置は嵯峨天皇が平城上皇との対立を克服するために賀茂大神に祈願して冥助を得たので、皇女  
有智子内親王を献じたことに始まると伝えられている。藥子の変直後の弘仁元年説（一代要記・賀茂皇大神記）と斎  
院司の置かれた弘仁九年説とがあるが、いずれにしても斎院制度とは、平城上皇の脅威から平安京を守り、平安京を  
永住の都とするために置かれたもので、それは藏人所設置と同じく平城上皇排除の力学に基づいていた。特に斎院制  
度は賀茂祭に具現化されるように「平安朝的なるもの」を象徴するものだつたといえよう。また、都の中にある斎院  
には来訪者も多く、後宮外の女流文学サロンを形成した例も多い。よく知られているように、選子・式子などが在位  
中も退下後もしばしば歌合を行つており、『源氏物語』や『狭衣物語』などの成立も斎院の文学サロンと深くかかわっ  
ている。斎院制度は「平安朝的な」文化・文学のひとつ象徴だと考えることができる。

特に『源氏物語』には朝顔斎院が登場し、紫上は賀茂神の聖女とされ(注37)、また賀茂祭の時空は物語の展開上、欠  
くべからざるものとしてあり、いざれも生靈・死靈の発動する時空間である。祭の間は仏事が行われないため、物の  
怪が跋扈するわけだが(注38)、理由はこれに限らないであろう。筆者はかつてその背景に、都から追放された斎宮が仕  
える天照大神との確執があることを考察した(注39)が、もうひとつ、斎院創始の事情を考え併せるならば、斎院制度が  
排除しようとしたものこそが、この祭の時空にたち現れるのではないかと考えられる。物語の想像力は、かつて平城  
上皇と嵯峨天皇が対立した時、嵯峨天皇が平安京の地主神賀茂神に祈願した葵祭の場に斎院創始の記憶を引き出して  
くるのではないか。

斎院制度が排除しようとしたものは平城上皇と旧都奈良であった。これは『源氏物語』において、賀茂祭の時空に

生靈、死靈がかかることと何らかの関連があるのでなかろうか。

その生靈、死靈になる六条御息所と奈良とはかすかに繋がっている。源氏四十賀の折に、秋好中宮が、

十二月のあまりのほどに、中宮までさせたまひて、今年の残りの御祈り、奈良の京の七大寺に、御誦経、布四千反、この近き京の四十寺に、絹四百疋を分かちてせさせたまふ。ありがたき御はぐくみを思し知りながら、何ごにつけてかは深き御心ざしをもあらはし御覽ぜさせたまはむとて、父宮、母御息所のおはせまし御ための心ざしをもどり添へ思すに、かくあながちにおほやけにも聞こえ返させたまへば、事ども多くとどめさせたまひつ。若菜上

ここで注目されるのは、「近き京」四十寺にとどまらず、「奈良の京の七大寺」にまでひろげて豪華なお祝い品を用意しているということである。なぜ秋好中宮だけが「奈良の京の七大寺」にまで祈つて源氏を祝うのであろうか。すぐ後にみえる「父宮、母御息所」在世中の志に添わんがための心遣いであったのであれば、もちろん「父宮、母御息所のおはせまし御ための心ざし」とは皇位継承にかかる願いだったはずで、父春宮亡き後は娘の秋好中宮が入内して時めくことであつたであろう。これについてはすでに述べたことがあるので簡単に記すと<sup>(注40)</sup>、「奈良」という地名は、『源氏物語』を通じて二例のみである。第一部には全く見えず、第二部の若菜卷に「奈良の京」が、また宇治十帖の手習卷に「奈良坂」が認められるのみであるが、後者は入水未遂した浮舟が再登場する場面に関わって語られる重要な場所である。秋好中宮における「奈良の京」もまた、一例だけではあるが鮮烈なイメージを内包している。というのは、平安期の和歌その他の作品にも「奈良」あるいは「奈良の京」はほとんど描かれていないのだが、「奈良の京」だけで喚起される極めて印象深い作品があるからである。

むかし、男、初冠して、奈良の京春日の里に、しるよしして、狩にいにけり。

伊勢物語初段

むかし、男ありけり。奈良の京ははなれ、この京は人の家まだ定まらざりける時に、西の京に女ありけり。二段周知の通り『伊勢物語』には「奈良の京」は初段と二段に続いて出てくる。初段の場所は「奈良の京」、時代は二段に

よつて、平安遷都して間もない頃と読める。ちょうど平城天皇前後の時代である。そして「男」は上皇の孫、業平。当然、業平には平城上皇がオーバーラップされてくる。また、初段の女はらからをかいま見する場面は、『源氏物語』若紫巻に移し替えられている。若紫巻では祖母の尼君と孫娘の組み合わせにずらされているが、『源氏物語』は匂宮三帖の竹河巻に至つて、「女はらから」のかいま見を描き始める。三田村雅子が説くように<sup>(注41)</sup>、竹河巻における姉妹の描き方は対照的で、宇治の大君・中の君へと深化しながら書き進められている。竹河巻の姉妹は玉鬘の娘たちであつたが、宇治の姉妹は八の宮の娘たちである。そして八の宮は『源氏物語玉の小櫛』によれば、惟喬親王の面影に通ずるところがある。

浮舟も含めて、宇治十帖とは、皇太子になるべくして夢が潰えた、いわば廢太子的な人物の娘たちの物語なのである。橋姫巻で姉妹をかいま見する場面は、そのまま『伊勢物語』初段を想起させる。平安遷都間もない頃の奈良、旧都に取り残された姉妹、それは薬子の変における廢太子事件への連想にも繋がる。

廢太子となつた高丘親王は平安時代、よく知られた人物であった。皇太子を廢された後、出家して真如親王となつた高丘親王は、空海の十大弟子となり、有名な歌を交わしている。

また、高丘親王、弘法大師に詠ませ給ふ歌、

いふならく奈落の底にいりぬれば刹利も修陀もかはらざりけり<sup>(注42)</sup>

御かへし、大師、

かくばかり達磨の知れる君なれば多陀謁多までは到るなりけり<sup>(注43)</sup>

俊頼體脳

また、親王としてはただひとり入唐して、さらに南方に向かい、その途上で命を落とした。久松潛一は、宇津保物語の波斯国漂流とそれからの記述は、この親王の事跡をとりいれたかも知れないと述べている<sup>(注43)</sup>。貞觀四862年七月、真如親王が唐に渡る時にはこれに従う僧侶は六十人にのぼつたが、それより四年後中國からインドに向かつて出

発した時には、そのお伴をしたものは極めて少数で、名前が伝わっている者は三人だけだという<sup>(注44)</sup>。親王は長安から広州に赴きそこから船でインドに向かつたが、マレー半島の羅越国で薨じた。

『伊勢物語』初段にはこのような廢太子流離の実話が対置されているのである。では『源氏物語』において廢太子はどういうふうに語られているか。正編における前東宮は廢太子であつたのかどうか。望月郁子は現在、有力視される説のひとつに、前坊は物語の冒頭以前に亡くなつたとする説があるが、それに従えば、今、十四歳の斎宮は生まれることができないから、『源氏物語』は東宮空位時代から始まるとして、前坊廢太子説を唱えている<sup>(注45)</sup>。

いずれにしても六条御息所が生靈・死靈として繰り返し祟り、また生靈事件の折には故父大臣の靈が祟るのだと噂されることなどから、前東宮は廢太子の可能性が全くないとはいえない。前述したように、秋好中宮は「奈良の京の七大寺」に「父宮、母御息所のおはせまし御ための心ざしをもとり添へ思」しており、奈良との結びつきがあり、そして宇治十帖は廢太子的な人物とその娘たちの物語である。しかも『伊勢物語』初段と同じく姉妹の物語を語り、最後の浮舟は前に少しふれたように、『源氏物語』中、もう一例の奈良の用例を契機として語られる<sup>(注46)</sup>。また采女の入水伝承がその人物造型に関与するなど、浮舟は奈良及び「ならの帝」に関するイメージともつながっている<sup>(注47)</sup>。『源氏物語』の正編は賜姓源氏の物語だが、最後は廢太子的な人物とその娘たちの物語に行き着くのである。また浮舟と采女との結びつきは、「ならの帝」平城天皇をも浮かび上がらせる。

ところで平城天皇は実は、『源氏物語』の始発にも深くかかわっている。桐壺巻の尋常ではない更衣への愛は薬子に対する平城のそれを想起させるからである。

人の譏りをもえ憚らせたまはず、世の例にもなりぬべき御もてなし。上達部、上人などもあいなく目を側めつつ、いとまばゆき人の御おぼえなり。唐土にも、かかる事の起こりにこそ、世も乱れあしかりけれど、やうやう、天の下にも、あぢきなう人のもてなやみぐさになりて、

これらの表現は、今にも亂が起こりそうな不穏な空氣を伝えていて。藤井貞和は桐壺巻を「異國物語的な一悪くいえ

ばどこかの国の王さまとお后さまのおはなし、といった感じを持たされる」<sup>(注48)</sup>としているが果たしてそうであろうか。ここで玄宗皇帝と楊貴妃の話だけでなく異常な寵愛の末に乱に至った歴史的大事件として、薬子の変が想起されたとしても不思議ではない。目崎徳衛も、薬子の変は有夫の婦人を奪つて寵を与える、その一族が立身して衆人の怨みを買い、反乱が起こつて都を逃れ、寵妃は死んで帝は生き残るという筋書きは、奇しくも半世紀以前唐に起つた安史の乱における玄宗と、ほとんど符節を合すると指摘している<sup>(注49)</sup>。玄宗は息子である皇太子の妃楊貴妃を寵愛し、平城は自分の妃の母を寵愛する点でも類似しているのである。

ちなみに秋山虔はこの時の桐壺帝には「帝王としての威厳とは無縁の狂気の人」のイメージがあるとし<sup>(注50)</sup>、篠原昭二もまた桐壺の物語の現実は聖代のそれとはあまりにも異なると述べ、後宮の平和は乱れ國亂も起こりかねない情勢であったというのだから、桐壺帝を聖帝と評価することはできず、『源氏物語』の時代において、延喜天暦聖代意識が広がりつつあり、物語はその聖代とされる時代を準拠としたにもかかわらず、物語世界は聖代と呼ぶに値しないと説くのである<sup>(注51)</sup>。だが、『源氏物語』では乱は起こらない。しかし更衣の代わりに入内した藤壺が皇統の乱れを引き起こす<sup>(注52)</sup>。この皇統の乱れが正編を貫くテーマになつていることは言うまでもない。そして注目されるのは、藤壺の崩御記事である。

かしこき御身のほどと聞こゆる中にも、御心ばへなどの、世のためにもあまねくあはれにおはしまして、豪家にこと寄せて、人の愁へとあることなどもおのづからうちまじるを、いささかもさやうなる事の乱れなく、人の仕うまつることをも、世の苦しみとあるべきことをばとどめたまふ。功德の方とても、勧むるによりたまひて、いかめしうめづらしうしたまふ人など、昔のさかしき世にみなりけるを、これはさやうなることなく、田中隆昭は、この藤壺の崩御記事全体は六国史后妃伝の形式にならつたものであるとした上で、「事の乱れ」のあつた例として「巧求愛媚。恩寵隆渥。所言之事。无不聽容。百司衆務。吐納自由。威福之盛。薰灼四方。属倉卒之際。與天皇同輦。」(『日本後紀』弘仁元年九月十二日条)と記される薬子の伝が思い合わされたのではないかとする<sup>(注53)</sup>が、

注目されるのは、さらにその二日前の条である。すでに引用したところであるが、今一度、該当箇所を挙げる。

詔曰。天皇詔旨<sub>止</sub><sup>良麻</sup>勅御命乎。親王諸臣官人等天下公民衆聞食止宣。尚侍正三位藤原朝臣藥子者。挂畏柏原朝廷御時春宮坊宣旨<sub>止</sub><sup>氏</sup>為任賜<sub>支</sub><sup>比</sup>而其為性能不<sub>レ</sub>能所<sub>乎</sub>知食<sub>氏</sub>退賜<sub>比</sub>去賜<sub>氏</sub>然百方趁<sub>氏</sub>太上天皇近<sub>支</sub>奉流今太上天皇讓國給<sub>門</sub>大慈深志不<sub>レ</sub>知<sub>氏</sub>己我威權<sub>乎</sub>擅為<sub>止之</sub>非<sub>ニ</sub>御言事<sub>乎</sub>御言<sub>止</sub><sup>云都々</sup>褒貶<sub>止</sub><sup>許</sup>任心<sub>氏</sub>曾无所<sub>ニ</sub>恐憚如此惡事種種在<sub>止</sub><sup>毛</sup>太上天皇親仕奉爾依<sub>氏</sub>思忍<sub>々</sub>御坐然猶不飽足<sub>止之</sub>二所朝廷<sub>乎</sub>言隔<sub>氏</sub>遂<sub>尔</sub>大亂可<sub>レ</sub>起。又先帝乃万代宮定賜<sub>流</sub>平安京<sub>乎</sub>棄賜<sub>比</sub>停賜<sub>氏</sub>平城古京<sub>尔</sub>遷<sub>左幸</sub>奏勸<sub>氏</sub>天下<sub>乎</sub>擾乱百姓<sub>手</sub>亡弊。

とみえる。平安初期の大事件に関与した薬子と「乱れ」の語は分かち難く結びついている。そして、藤壺崩御後に「乱れ」の語が繰り返し連鎖的に記されることを考え併せれば、この崩御記事の「事の乱れなく」という一節は、藤壺の一生がまさしく「事の乱れ」を引き起こしたものであつたことをあらためて思い起こさせる。薬子の変による「事の乱れ」は平城上皇だけでなく、その皇子高丘皇太子にも及んだ。藤壺とて、一步間違えば自分自身と源氏の身の破滅はもちろんのこと、春宮冷泉の廢太子という憂き目に遭う危険性は十分すぎるほどあつた。その意味で崩御伝における「事の乱れ」という表現が呼び起こすものは大きい。藤壺の密通は実質的に「事の乱れ」を引き起こし、これを隠しおせたのだとこの崩御記事は語っているのではないか。そしてこれが打ち消されることで、逆に薬子の事件と、あり得たかも知れない藤壺の悲劇への想像をかき立てらるのである。

保立道久は、『源氏物語』のこの、王権にとつてはきわめて危険な虚構を筋道として王家の歴史を語った物語は、一般的にいわれる「延喜・天暦時代」ではなく、歴史学の立場からすると、むしろ平安時代の貴族は、このような破倫

の神話を九世紀、特に清和・陽成朝の時代相の中に置いていた可能性が高いとする<sup>(注54)</sup>。つまり、清和の皇子貞数親王は「時の人、中将（業平）の子となむ言ひける」（伊勢物語七九段）とか、清和皇后高子の不子は僧の善祐の子を身ごもつたためであるという伝聞が残されている（宇多天皇日記寛平一年）が、これらは都市宫廷のいわば神話時代から生まれた物語が『伊勢物語』であり、それを受けてさらにフィクションを組み立てていったのが『源氏物語』であつたとする。

しかし、その『伊勢物語』は平城天皇の時代、奈良の京から始まる。『伊勢物語』は平城天皇の歴史を抱え込む形で成立しているのである。そして『源氏物語』は薬子の変を思わせる始まりになつており、宇治十帖では廢太子とその娘達の物語になり、最後の浮舟は采女伝承を負いつつ、奈良という地名と共に再登場する。さらに『大和物語』には薬子の変とは対照的な平城天皇と皇太弟との仲睦まじい唱和が載せられており、また『古今集』「仮名序」に見られたように、平城朝は「柿本人麻呂を擁した聖帝の時代」でもあつた。平安朝から見た時、平城朝は君臣相和す理想的な時代であると同時に上皇と天皇が武力を以て対峙するという乱が起こつた危険な時代でもあつた。だが、その両義的なあり方を担う平城天皇と薬子変こそは、物語の想像力における「九世紀の神話時代」の「乱れ」の物語を紡いでいく核になつているもの、あるいは物語の底にうごめく原動力になつていると考えることができる。<sup>(注55)</sup>

## 注

- 注1 服部敏良『王朝貴族の病状診断』吉川弘文館1975
- 注2 北山茂夫『平城上皇の変についての一考察』『続万葉の世紀』東京大学出版会 1975 以下の北山説の引用は同書による。
- 注3 川上多助『総合日本史大系3平安朝上』九九頁
- 注4 橋本義彦「薬子の変」私考『平安貴族』平凡社選書97／1986
- 注5 門脇禎二「II 律令政治の展開過程 第四章 律令体制の変貌 二 薬子の乱」『日本古代政治史論』二八二頁、及び三〇四頁注39  
1981 塙書房
- 注6 注4において、村山修一『日本都市生活の源流』四〇一四一頁の表から伺われるコメント。

- 注 7 注1北山論文（三三二頁）は、「この変の、宮廷外に起こした唯一の波紋というべきものがある」として、越前介阿倍清継、權少掾百濟王愛笠らが、上皇が伊勢國に赴いたことを聞き込み、兵を挙げてこれに応じようとして、新任の介登美藤津を捕らえるという事件が起つたが、すぐに朝廷に鎮圧されてしまった（『日本後紀』卷二十）ことを記している。三三一頁
- 注 8 大塚徳郎「平城朝の政治」『平安初期政治史研究』1969吉川弘文館 三六頁
- 注 9 保立道久『平安王朝』岩波新書1996
- 注 10 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」『平安文化史論』桜楓社1968
- 注 11 注8大塚論文に同じ。
- 注 12 注8大塚論文。平城が大同四年四月十三日に位を皇太弟に譲つて上皇となり、嵯峨天皇が即位すると、その即位の数日後には従来内官であった觀察使を外官の兼任として、その食封を停止する勅を出し（日本紀略 大同五年六月丙申条）、その勢力をそごうとした。これを見ると、嵯峨天皇は二所朝廷の事態が起る前に、上皇の政治の重要な勢力をそごことに意を用いているのであり、これは上皇をいたく刺激したのではなかろうか。そこで上皇は大同五年六月二十八日に異例の上皇の勅を下して、觀察使の制を廃止しその全員を参議に復さしめて、これを内官にとどめて食封の維持をはかった。四四頁
- 注 13 黒弘道「藤原藥子」笠原一男編・日本女性史1『めくるめく王朝の女』日本評論社1972
- 以下の大塚論文は本書による。但し、「平城上皇が嵯峨天皇に政治の全権を委ねず、さながら二天皇併立の情況であつたことは、一中略—このような上皇方の態度には藥子の意向が強く影響している」（二三三頁）とし、藥子の力を過大評価することには賛同できない。
- 注 14 渡辺直彦「第五篇藏人所の研究」『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版 吉川弘文館1978
- 注 15 和田英松『訂修 官職要解』一八三頁
- 注 16 注3・川上論文一〇四頁
- 注 17 吉村茂樹1933『岩波講座日本歴史』第二卷「平安時代の政治」二四一三一頁
- 注 18 藤木邦彦『日本全史』3古代II、五一頁
- 注 19 角田文衛「勅旨省と勅旨所」『律令国家の展開』角田文衛著作集第三卷 法藏館1985
- 注 20 注10目崎論文 六七頁
- 注 21 弥永貞三『体系日本史叢書』1政治史I、一〇三頁
- 注 22 亀田隆之「成立期の藏人に關する一考察」『日本歴史』二六三号
- 注 23 注21弥永論文。一〇三頁
- 注 24 注22亀田論文。

- 注 25 森田悌「日本古代官司制度史研究序説」一八五一一四頁  
 注 26 土田直鎮「内侍宣について」『奈良平安時代史研究』吉川弘文館 1992  
 注 27 渡辺論文。  
 注 28 渡辺論文。  
 注 29 橋本義彦「々薬子の変々私考」『平安貴族』平凡社選書 97 / 1986  
 注 30 岸俊男「元明太上天皇の崩御」『日本古代政治史研究』塙書房 1966  
 注 31 注 10 目崎論文三五三七頁  
 注 32 注 9 保立論文。  
 注 33 熊谷直春は「一の御時」という表現を検証して、これが特定の天皇を指す表現であることを論じ、「ならの御時」は平城天皇を指すとの見解を示している（「古今集両序の「ならの帝」と山柿」『国文学研究』五八 1976）。
- 注 34 注 10 目崎論文。  
 注 35 谷戸美穂子「『古今和歌集』仮名序と「ならの帝」」『日本文学』2005.4  
 注 36 注 3 川上論文だけが藏人所と並べ、賀茂斎院の創設について記している。  
 注 37 小山利彦「紫上と朝顔斎院—賀茂神に關わる聖女として」『源氏物語 宮廷行事の展開』桜楓社 1991  
 注 38 藤本勝義「源氏物語の物の怪」笠間書院  
 注 39 久富木原「斎宮の母 六条御息所」『源氏物語 歌と呪性』若草書房 1997  
 注 40 久富木原「平城天皇というトボス—歴史の記憶と源氏物語の創造」『源氏物語 重層する歴史の諸相』竹林舎 2006  
 注 41 三田村雅子「第三部発端の構造—語りの多層性と姉妹物語」『源氏物語 感覚の論理』有精堂出版 1996  
 注 42 『続千載集』釈教 928 に入る。なお、『袋草紙』「希代の歌」には順序が逆になつて収録されている。  
 注 43 久松潜一「宇津保物語と波斯国など」『日本古典文学大系 月報』32・1959/12  
 注 44 橋本進吉「真如親王と共に渡天の途に上つた入唐僧円覚」『伝記・典籍研究』橋本進吉博士著作集第十二冊岩波書店 1972/5  
 注 45 望月郁子「前坊」廃太子』『松学舎大学人文論叢』63/21/1999.10  
 注 46 注 40 久富木原論文。  
 注 47 久富木原「源氏物語と采女伝承」『源氏研究』9号 翰林書房 2004/4  
 注 48 藤井貞和「光源氏物語の端緒の成立」『源氏物語の始原と現在』定本 冬樹社 1980/5  
 注 10 目崎論文。

- 注 50 秋山虔「桐壺帝と桐壺更衣『講座 源氏物語の世界』第一集有斐閣 1980」
- 注 51 篠原昭二「桐壺卷の基盤について—準拠・歴史・物語』『源氏物語の論理』東京大学出版会 1992
- 注 52 久富木原「藤壺造型の位相—逆流する『伊勢物語』前史』『源氏物語研究集成』第五巻「源氏物語の人物論」風間書房 2000
- 注 53 田中隆昭「六国史后妃伝と藤壺崩御の記事」『源氏物語歴史と虚構』勉誠社 1993
- 注 54 注9保立論文。
- 注 55 浅尾広良「嵯峨朝復古の桐壺帝—朱雀院行幸と花宴」『源氏物語と准拠と系譜』が嵯峨朝に准拠を求めるのは示唆的である。

## 付記

脱稿後に接し得た資料に、『俊成卿万葉集時代考』・賀茂真淵『大和物語直解』・雨海博洋『大和物語』「ならの帝」「一松学舎大学論集』1971がある。これらはいずれも「ならの帝」を平城天皇としている。また大江親通『七大寺巡礼私記』1140は、「わきもこが」の歌が葉子の変で平城上皇が敗れ、高丘親王を伴つて東国へ下つたことから、その母継子が猿沢の池に投身したのを平城上皇が悲しんで詠んだ歌として伝えている（益田勝実「説話におけるフィクションとフィクションの物語」『国語と国文学』1959/4）。平城天皇が伝承的人物としてあつたことは藤岡忠美が「薬子との関係や、平城京が廃都の「ふるさと」になつてゐるから、かなり悲劇的なヒーローになつてゐる、というような可能性」に言及している（藤岡・片桐・増田・小町谷・藤平・対談）「仮名序からみた『古今集』撰集の意図』『シンポジウム 日本文学2 古今集』学生社1976。なお廣田収は平城天皇という名そのものが都人による伝承であり、平城天皇伝説の成立そのものである。さらに平城帝という呼称を結合させ、対偶させることが伝承の生成となるとし、上皇でありながら、さすらいの果ての悲劇的な運命をもつところに伝説の主人公としての強烈な像を結ぶと説いている（『平城天皇伝説』南都文化研究組織研究発表2007/7/22）。

本稿は二〇〇七年一二月九日古代文学研究会で口頭発表したものである。席上、貴重なご意見を賜つた諸氏にお礼申し上げる。なお、本稿は二〇〇七年度科学研究費補助金基盤研究（S）「戦（いくさ）に關わる文字文化と文物の総合的研究」の成果の一部であることも申し添えておく。